事業概要

令和3年度(令和2年度実績)

徳島県食肉衛生検査所徳島市不動本町2丁目140-3 TEL 088-633-8277 FAX 088-633-8275

目次

第1章	総説	
>10 - 1	総記 1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2 組織・機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	3 職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	4 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	4
	5 食肉衛生検査所及びと畜場の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	6 徳島県食肉衛生検査所設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	7 と畜検査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	8 所長決裁の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	9 主な検査機械器具一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	10 と畜場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2章	と畜検査事業	
27 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 と	1
	2 と	2
	3 月別検査状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1:	3
	4 と 畜検 査結果に基づく 処分・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	5 とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数・・・・・・・・・・・・1	5
	6 全部廃棄処分の疾病別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・10	6
	7 病畜給杏頭数及び精密給杏件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 1/2	7
	8 と	8
	9 残留抗菌性物質検査状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	8
	7 病畜検査頭数及び精密検査件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	11 衛生証明書発行業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	0
第3章	畜水産食品等検査事業	
おり上	お水産食品等検査事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2	2
	3 残留有害物質モニタリング検査件数・・・・・・・・・・・・・・・ 23	3
	4 枝肉及び施設等の微生物検査件数・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24	4
	4 枝肉及び施設等の微生物検査件数・・・・・・・・・・・・・・・24 5 放射性物質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24	4
		1
第4章	伝達性海綿状脳症対策事業 1 伝達性海綿状脳症対策事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・20	_
	1 伝達性海綿状脳症対策事業の概要・・・・・・・・・・・・・・20 2 牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査件数・・・・・・・・・・・・・・20	6
	2 午海綿状脳症 (BSE) イクリーニング 傾	b
	3 めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) スクリーニング検査件数・・・・・・・20	b
第5章	食鳥指導事業	
	1 食鳥指導事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2 食鳥処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23	8
	3 食鳥処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29	9
	4 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因・・・・・30	0
	5 許可,変更,認定等の件数・・・・・・・・・・・・・・・・3	1
	6 指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	1
	7 四十段木巻の伊河・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4 收去恢复等仍认优。	-
	5 許可,変更,認定等の件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第6章	調査研究・啓発事業等	
第6章		

第1章 総 説

1. 沿革

わが国の食肉検査は、明治 4 年大蔵省通達「屠牛取締方」に始まり、同 39 年の「屠場法」制定により確立された。また、昭和 28 年には「と畜場法」が制定され、各保健所獣医師職員が「と畜検査員」として「と畜検査」を実施することとなった。

昭和21年当時,徳島県下には11カ所のと畜場(簡易と畜場を含む)が存在していたが,その後の統廃合により,平成3年3月末に現在の5カ所となった。

さらに、平成3年4月1日、より高度な技術に基づく科学的食肉検査と検査体制の広域化,一元化を図るとともに,食鳥肉も含めた総合的な食肉の安全を確保するため,「徳島県食肉衛生検査所」が保健所から分離独立し設置された。

平成3年 平成3年4月 徳島県食肉衛生検査所設置

徳島県食肉衛生検査所設置条例(平成3年3月22日徳島県条例第8号)

徳島県と畜場法施行細則(平成3年4月1日一部改正)

平成4年 管理課に「食鳥指導係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成4年4月1日徳島県規則第33号)

平成7年 管理課精密検査係を精密検査課として設置

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成7年3月31日徳島県規則第39号) 新庁舎落成にともない検査所の位置を「徳島市不動本町二丁目」に変更する 徳島県食肉衛生検査所設置条例の一部改正(平成7年12月25日徳島県条例第59号)

平成13年 BSEスクリーニング検査開始(10月18日)

平成14年 精密検査課に「精密検査第三係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成14年3月29日徳島県規則第43号)

平成16年 時間外と畜検査実施要綱を9月30日をもって廃止とする

平成17年 検査課に「検査第三係」を置く

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成17年3月31日徳島県規則第59号)

平成18年 検査課、精密検査課の係及び食鳥指導係を担当制とする

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成18年3月31日徳島県規則第50号)

平成19年 管理課を廃止し「企画総務課」を置き、担当制とする

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則(平成19年4月27日徳島県規則第43号)

平成21年 と畜検査手数料改正

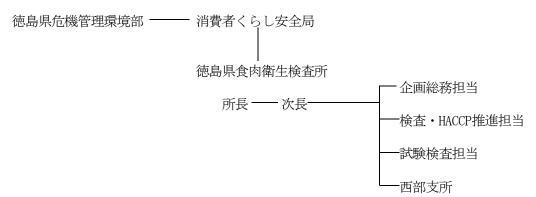
徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

(平成21年3月26日徳島県条例第18号)

平成26年 精密検査担当を廃止し試験検査担当とする

平成29年 検査担当を廃止し検査・HACCP推進担当とする

2. 組織・機構



3. 職員構成

(R3.6.1現在)

	分類		正規	職員			変任用職員 ルタイム)		年度任用 ートタィ		
組	織	獣医師	薬剤師	畜産職	事務職	一般事務	技能	獣医師	専門業務	技能	計
	所 長	1									1
	次 長				1						1
企画総	課長補佐	1			1						2
務担当	企画総務担当	3 (1)		1		1					5 (1)
検査・	課長	1									1
HACCP推進担当	検査・ HACCP 推進担当	8					1	4		1	1 4
試験给	係長	2									2
検査担当	試験検査担当	3	2						2		7
西部士	支所長	1									1
支所	担当	2									2
	合 計	2 2 (1)	2	1	2	1	1	4	2	1	3 6 (1)

4. 施設の概要

(1) 施設の概要

敷地面積2,257.11㎡管理部門1,153.147㎡延床面積1,872.32㎡理化学部門275.273㎡構造規模鉄筋コンクリート3階建微生物部門230.700㎡では見た部野店里1,150㎡

附属施設 駐車場 1,150 m 病理部門 213.200 m

(2) 平面図

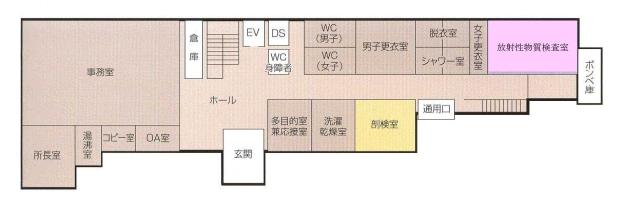
3階



2階

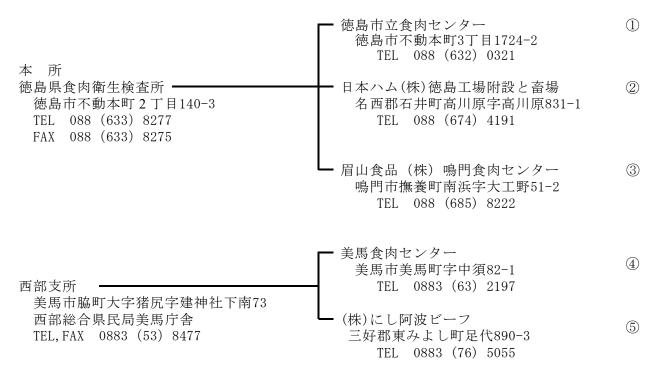


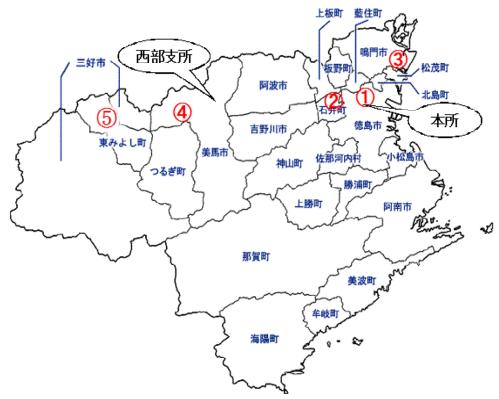
1階



5. 食肉衛生検査所及びと畜場の所在地

と畜場番号





6. 徳島県食肉衛生検査所設置条例

徳島県食肉衛生検査所設置条例(平成3年3月22日 徳島県条例第8号)

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十六条第一項及び第二項の規定に基づき、と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に基づくと畜検査その他獣畜の処理の衛生に関する事務、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に基づく食鳥処理の衛生に関する事務及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)に基づく食品衛生に関する事務を分掌させるため、徳島県食肉衛生検査所(以下「食肉衛生検査所」という。)を設置する。

2 知事は、必要があると認めるときは、食肉衛生検査所に支所を置くことができる。

(平一五条例三七·一部改正)

(名称,位置及び所管区域)

第二条 食肉衛生検査所の名称,位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名称	位 置	所管区域
徳島県食肉衛生検査所	徳島市不動本町二丁目	県の区域

(平七条例五九·一部改正)

附即

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項中食鳥処理の衛生に関する事務及び食鳥処理場における食品衛生に関する事務に係る部分は、平成四年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第五九号)

この条例は, 平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三七号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則(平成二三年条例第四八号)

この条例は, 平成二十四年一月一日から施行する。

7. と畜検査手数料

(単位:円)

種類	牛・馬	生後1才未満 の牛	200 kg以下 の馬	豚・めん羊・山羊
手数料	800	500	400	300

徳島県危機管理関係手数料条例 (平成16年 徳島県条例第39号)

8. 所長決裁の範囲

- 一 徳島県危機管理関係手数料条例に関する次のこと。
- 1 第二条の規定による手数料の徴収(委任事務に係るものに限る。)
- 2 第五条の規定による手数料の減免(委任事務に係るものに限る。)
- 二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)に関する次のこと。
- 1 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可及び同条第三項の規定によると畜場の構造設備 等の変更の届出の受理
- 2 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び一日当たりの頭数の制限
- 3 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の 配置又は変更の届出の受理
- 4 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による衛生管理責任者等の解任命令
- 5 第十二条第一項の規定によると畜場使用料及びとさつ解体料の認可
- 6 第十三条第一項第一号の規定による自家用とさつの届出の受理及び同条第三項の規定によると 畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対する必要な指示
- 7 第十四条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による獣畜 のとさつ、解体等の検査
- 8 第十六条の規定による公衆衛生上必要な限度における措置
- 9 第十七条第一項の規定によると畜場の設置者若しくは管理者,と畜業者その他の関係者からの 報告の徴収及び当該職員による立入検査
- 10 第十八条第一項の規定によると畜場の許可の取消し又はと畜場の施設の使用の制限若しくは停止命令及び同条第二項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令又は禁止
- 三 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)に関する次のこと。
- 1 第四条第二号の規定による地域の指定及び獣畜のとさつの許可
- 2 第五条第一項第一号から第三号までの規定によると畜場外への持出しの許可
- 四 と畜場法施行条例(平成十二年徳島県条例第三十一号)に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による完了の届出の受理及び検査
- 2 第四条の規定による届出の受理
- 五 食品衛生法第五十四条の規定による食品等の廃棄その他食品衛生上の危害除去のための必要な 措置命令(と畜場内及び食鳥処理場内におけるものに限る。)
- 六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)に関する次のこと。
- 1 第三条の規定による食鳥処理の事業の許可
- 2 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可及び同条第三項の規定によ る氏名等の変更の届出の受理
- 3 第七条第二項の規定による地位の承継の届出の受理
- 4 第八条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令
- 5 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用 の禁止命令又は食鳥処理の事業の許可の取消し若しくは食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停 止命令
- 6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令
- 7 第十四条の規定による廃止、休止又は再開の届出の受理
- 8 第十五条第一項から第三項までの規定による検査
- 9 第十六条第六項の規定による解任命令並びに同条第九項の規定による認定小規模食鳥処理業者 に対する指導及び助言
- 10 第二十条の規定による措置
- 11 第二十五条第三項の規定による食鳥検査の実施の報告の受理
- 12 第三十七条第一項の規定による報告の徴収
- 13 第三十八条第一項の規定による当該職員による立入検査及び関係者に対する質問等
- 七 徳島県食肉衛生検査所の施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

9. 主な検査機械器具一欄

機械器具名	数量	機械器具名	数量
透過型電子顕微鏡	1	電気泳動ゲル撮影装置	1
凍結組織切片作成装置	1	パルスフィールド電気泳動装置	1
写真顕微鏡システム	1	感染動物飼育装置	1
密閉式自動包埋装置	2	手指消毒器	2
落射型蛍光顕微鏡	1	ストマッカー	3
ディスカッション顕微鏡	1	マイクロ冷却遠心機	1
電顕用自動現像機	1	乾熱滅菌器	2
臓器撮影装置	2	高圧蒸気滅菌器	5
真空蒸着装置	1	微量用遠心濃縮器	1
ガラスナイフ制作機	1	実体顕微鏡	1
サーベイメーター	1	光学顕微鏡	6
ガンマ線核種分析測定装置一式	1	デンシトメータ	1
ベクレルモニター	1	超低温フリーザ	2
マイクロフ゜レートリータ゛ー制 御システム	2	細胞破砕装置	4
マイクロプ゜レートウォッシャー	3	CO2 インキュベーター	1
高速液体クロマトグラフ	1	恒温水槽	5
原子吸光分光高度計	1	精密電子天秤	1
LC-MS-MS	1	恒温器	2
ガスクロマトグラフ装置	1	ホモジナイザー	4
臨床化学自動分析装置	2	安全キャビネット	1
冷却遠心分離機	3	クリーンベンチ	3
紫外可視分光光度計	1	p Hメーター	2
分光測色計	1	バイオシェイカー	1
超音波洗浄機	2	等温遺伝子増幅装置	2
純水製造装置	3	コロニーカウンティングシステム	1
有機溶媒回収装置	1		
遺伝子解析装置	1		
リアルタイム PCR システム	2		
サーマルサイクラー	3		
嫌気培養装置	2		
電気泳動装置	2		

10. と畜場の概要

	と畜場 番号	①	2	3	4	(5)
名称		徳島市立 食肉 センター	日本ハム㈱ 徳島工場 附設と畜場	眉山食品 ㈱鳴門 食肉 センター	美馬食肉 センター	㈱にし阿 波ビーフ
訂	设置者	徳島市	日本ハム㈱	眉山食品 株式会社	中川 龍夫	株式会社 にし阿波 ビーフ
那	 在地	徳島市不動本 町三丁目1724 -2	E丁目1724		美馬市美馬町字 中須82-1	三好郡 東みよし町 足代890-3
	置許可	昭和61年 12月18日	昭和9年 10月1日	平成28年 3月30日	平成24年 3月31日	平成28年 3月18日
敷:	地面積	15, 430 m²	71, 824 m²	14, 702 m²	2, 227 m²	4, 389 m²
	築面積	7, 830 m²	12,366 m²	2, 995 m²	$306\mathrm{m}^2$	1, 335 m²
処理	大動物	150頭/日			11頭/日	27頭/日
数	小動物	400頭/日	916頭/日	250頭/日		
汚水	能力	1, 200m³	2,000m ³	800m³	$44\mathrm{m}^3$	
水 処 理	処理 方式	活性汚泥法 (接触爆気 ・凝集沈殿)	活性 汚泥法	活性 汚泥法	活性 汚泥法	公共下水

第2章 と畜検査事業

1. と畜検査事業の概要

(1) 検査頭数

令和2年度の検査頭数は、212,300頭(牛6,067頭 とく5頭 馬60頭 豚206,168頭)であり、対前年比102%(牛106% とく71% 馬88% 豚102%)と増加した。

(2) 時間外とさつ・切迫とさつ獣畜の検査状況

時間外と畜検査は平成17年10月1日より廃止されている。 切迫とさつは平成7年度より0頭である。

(3) 検査結果による処分

イ. とさつ禁止

牛1 頭(敗血症1頭), 豚44頭(豚丹毒37頭,膿毒症6頭, 敗血症1頭)の計45頭であった。

口. 全部廃棄

牛 43 頭 (牛伝染性リンパ腫 31 頭, 敗血症 7 頭, 水腫 3 頭, 黄疸 1 頭, 腫瘍 1 頭), とく 1 頭 (敗血症 1 頭), 豚 201 頭 (敗血症 75 頭, 膿毒症 69 頭, 変性又は萎縮 26 頭, 豚丹毒 14 頭, 水腫 13 頭, 腫瘍 3 頭, 黄疸 1 頭) であった。

ハ. 一部廃棄

牛 3,463 頭 (前年度比 106 %), 豚 137,074 頭 (90 %) で牛豚ともに炎症に関連したものが多かった。

(4) 保留検査頭数

と畜検査における保留検査実施頭数は 59 頭であり、検査結果に基づき 45 頭の全部廃棄処分を行った。保留理由の内訳は、牛では牛伝染性リンパ腫、敗血症、高度の水腫の順で多く、豚では敗血症、豚丹毒が多かった。

(5) 衛生指導事業

平成8年に改正されたと畜場法施行規則に基づき、管内と畜場の衛生的な処理について、 と畜場関係者と協議を重ね、適切な衛生管理の周知徹底を図った。

また,7月から8月にかけて「と畜場衛生向上月間」の一環として,管内4と畜場において衛生講習会が実施された。

2.と畜場別検査状況

畜種		牛		% b	E	HZZ	めん羊・山羊	◊ Λ\ ⇒ 1.	松木口粉
と畜場名	肉用種	乳用種	小 計	※ とく	馬	豚	8)ん キ・ 山丰	総計	検査日数
徳島市立食肉センター	4,237	979	5,216	5	60	22,304		27,585	246
日本ハム㈱ 附設と畜場						155,388		155,388	246
眉山食品㈱ 鳴 門 食肉センター						28,476		28,476	248
美 集 馬 食肉センター	21		21					21	16
株式会社にし阿波	830		830					830	83
総合計	5,088	979	6,067	5	60	206,168		212,300	

3. 月別検査状況

と畜場	月 畜種	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
往	牛	404	333	395	543	385	393	433	528	538	434	381	449	5,216
偲 島 市	とく			1					1	1	1	1		5
徳島市立食肉セ	馬	3	4	4	4	3	3	4	6	13	4	4	8	60
肉セン	豚	2,000	1,608	1,575	1,743	1,650	1,614	2,073	2,104	1,953	1,991	1,944	2,049	22,304
ター	緬山羊													
ı	小計	2,407	1,945	1,975	2,290	2,038	2,010	2,510	2,639	2,505	2,430	2,330	2,506	27,585
日本ハム (株)附設	豚	13,386	12,078	12,900	13,284	11,381	11,441	14,161	12,683	13,841	13,373	12,031	14,829	155,388
と畜場	小計	13,386	12,078	12,900	13,284	11,381	11,441	14,161	12,683	13,841	13,373	12,031	14,829	155,388
眉山食品 ㈱鳴門	豚	2,667	2,438	2,301	2,399	2,092	2,197	2,605	2,387	2,483	2,330	2,167	2,410	28,476
食肉 センター	小計	2,667	2,438	2,301	2,399	2,092	2,197	2,605	2,387	2,483	2,330	2,167	2,410	28,476
美馬	牛	8	2	4	7									21
美馬食肉セン	とく													
センタ	馬													
1	小計	8	2	4	7									21
株式会社	牛	16	21	25	88	94	87	93	108	54	79	71	94	830
にし阿波ビーフ	とく													
	小計	16	21	25	88	94	87	93	108	54	79	71	94	830
	牛	428	356	424	638	479	480	526	636	592	513	452	543	6,067
総	とく			1					1	1	1	1		5
合	馬	3	4	4	4	3	3	4	6	13	4	4	8	60
н	豚	18,053	16,124	16,776	17,426	15,123	15,252	18,839	17,174	18,277	17,694	16,142	19,288	206,168
計	緬山羊													
	計	18,484	16,484	17,205	18,068	15,605	15,735	19,369	17,817	18,883	18,212	16,599	19,839	212,300

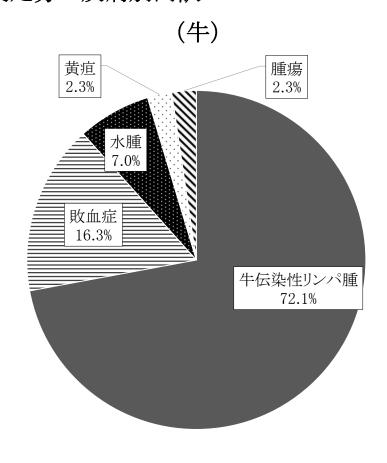
4.と畜検査結果に基づく処分

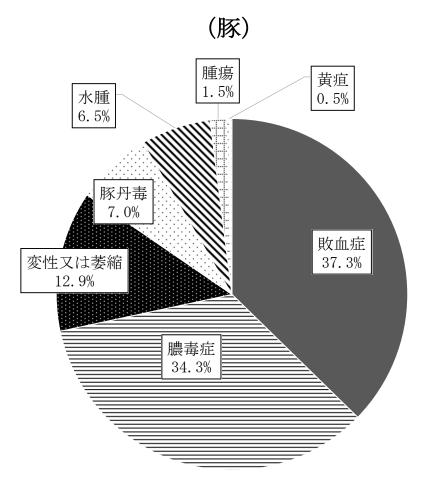
と畜	種別	とさつ禁止及び	全部廃棄		一部厚	E 棄頭数	
場名	畜種	解体禁止頭数	頭数	肉	内 臓	肉及び内臓	計
徳	牛	1	42	125	2,578	407	3,110
島 市	とく		1		1	3	4
立 食	馬			6	9	3	18
肉 セ	豚	8	46	34	17,204	156	17,394
徳島市立食肉センター	緬山羊						
Ì	小計	9	89	165	19,792	569	20,526
日本ハム	豚	33	125	729	99,570	924	101,223
㈱附設 と畜場	小計	33	125	729	99,570	924	101,223
眉山食品㈱ 鳴門食肉	豚	3	30	46	18,314	97	18,457
センター	小計	3	30	46	18,314	97	18,457
	牛				4	1	5
美馬食肉	と<						
センター	馬						
	小計			0	4	1	5
Id. Is A H	牛		1	15	322	11	348
株式会社 にし阿波 ビーフ	とく						
	小計		1	15	322	11	348
	牛	1	43	140	2,904	419	3,463
	とく		1		1	3	4
総合計	馬			6	9	3	18
計	豚	44	201	809	135,088	1,177	137,074
	緬山羊						
	小計	45	245	955	138,002	1,602	140,559

5. とさつ解体禁止及び全部廃棄の疾病別頭数

	種											総	疾病	数								
上	別	行				細菌症				虫寄						そ	の他					
と畜場名		7政処分	実頭数	炭疽	豚丹毒	破傷風	サルモネラ症	その他	T P 症	ジストマ 病	囊中病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他
		とさつ 禁止	1											1								
徳	牛	全部廃棄	42											7		1	3	31				
島市	دا	産来 とさつ 禁止	42													1	J	31				
徳島市立食肉セン	とく	全部	1											1								
肉		廃棄 とさつ	1											1								
	馬	禁止全部																				
ター		廃棄 とさつ 禁止	8		0																	
	豚	全部	46		8								17	14			8				7	
		廃棄とさつ			20									14			0				1	
日本ハム ㈱附設 と畜場	豚	禁止全部	33		29								4									
		廃棄とさつ	125		14								41	50		1	2	2			15	
眉山食品 ㈱鳴門 食肉 センター	豚	禁止全部	3										2	1								
		廃棄とさつ	30										11	11			3	1			4	
美馬食セン	牛	禁止 全部																				
ター		廃棄とさつ																				
に株し式	牛	禁止全部																				
阿会と		廃棄とさつ	1															1				
しーフ	と く	禁止全部																				
	`	産棄とさつ												l l								
	牛	禁止全部	1											1								
		廃棄とさつ	43											7		1	3	32				
終	とく	禁止 全部																				
総合計	`	廃棄とさつ	1											1								
百	馬	禁止全部																				
		廃棄 とさつ 禁止	44		37								6	1								
	豚	全部廃棄	201		14								69	75		1	13	3			26	
		用果	4 01		1.1								UU	10		1	10	J			40	

6. 全部廃棄処分の疾病別内訳





7. 病畜検査頭数及び精密検査件数

				牛	とく	馬	豚	緬山羊	計
		検査頭数		5,255	7	68	24,369		29,699
		病畜頭数		412	5	13	21		451
		病畜頭数(%)		7.84%	71.43%	19.12%	0.09%		1.52%
法 中 士		細菌	頭数	9			2		11
徳島市立			件数	33			8		41
食肉		ウイルス	頭数	9					9
センター	精密検査		件数 頭数	88 10			2		88 12
		病理	件数	93			15		108
			頭数	1			10		100
		理化学	件数	1					1
		検査頭数	11.2%	î î			153,227		153,227
		病畜頭数					51		51
		病畜頭数(%)					0.03%		0.03%
_ ,		細菌	頭数				48		48
日本ハム		// 四	件数				150		150
(株)附設		ウイルス	頭数						
と畜場	精密検査		件数						
		病理	頭数				4		10
			件数 頭数	 			16 6		16
		理化学	與 <u>與</u> 件数				12		12
		検査頭数	厂数	1			25,449		25,449
		病畜頭数					25,443		25,443
		病畜頭数(%)		1			0.01%		0.01%
i			頭数	1			13		13
眉山食品㈱		細菌	件数				29		29
鳴門食肉		ウイルス	頭数						
センター	精密検査	ワイルス	件数						
i	作在快里.	病理	頭数				1		1
i		/n/- <u>-</u>	件数				1		1
		理化学	頭数						
		検査頭数	件数	01					01
		一 検査與数 病畜頭数		61					61
		病畜頭数(%)		3.28%					3.28%
			頭数	5.2070					5.2070
米田 & 中		細菌	件数	1					
美馬食肉		占ノコー	頭数						
センター	生	ウイルス	件数						
	精密検査	病理	頭数						
		777年	件数						
		理化学	頭数						
			件数						
		検査頭数		399					399
		病畜頭数		2 01%					3.01%
		病畜頭数(%)	百百米 /-	3.01%					ა.01%
6.0		細菌	頭数 件数						
㈱にし阿波			頭数	1					1
ビーフ	and the second	ウイルス	件数	2					2
	精密検査	وجوب ساس	頭数	1					1
]		病理	件数	8					8
]		理儿产	頭数						
		理化学	件数						
		検査頭数		5,715	7	68	203,045		208,835
		病畜頭数		426	5	13	74		518
		病畜頭数(%)		7.45%	71.43%	19.12%	0.04%		0.25%
		細菌	頭数	9			63		72
15 A W			件数	33			187		220
総合計		ウイルス	頭数	10					10
₩0.口 具工	精密検査	ウイルス	件数	90					90
₩2. □ <u>•</u> 1			宣五 米 仁						
76 日 GT	精密検査	病理	頭数	11			7		
が☆口 百千	精密検査	病理	頭数 件数 頭数	11 101 1			32		18 133 7

8. と畜検査の保留検査状況

保留理由	種類	保留検査実施頭数	全部廃棄数	廃棄数/保留検査数
ㅁᇂ쓷	牛	1		
尿毒症	豚			
黄疸	牛	1	1	100%
典担	豚			
豚丹毒	豚	9	6	67%
Hr to visi	牛	6	5	83%
敗血症	豚	19	10	53%
医位	牛			
腫瘍	豚			
牛伝染性リンパ腫	牛	20	20	100%
白血病	豚			
水腫	牛	3	3	100%
小胆	豚			
その他	牛			
その他	豚			
九型	牛	31	29	94%
小計	豚	28	16	57%
合計		59	45	76%

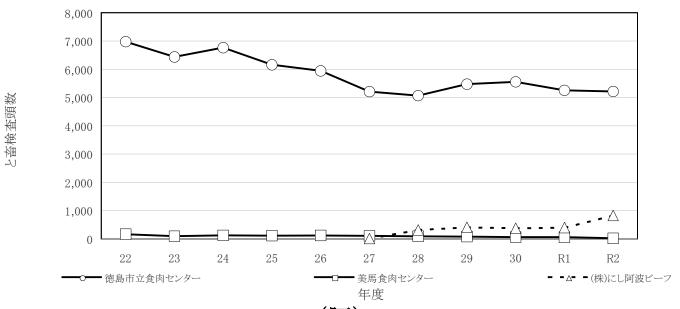
9.残留抗菌性物質検査状況

検査項目	種類	検査頭数	陽性頭数
	牛	2	1
残留抗菌性物質	とく		
	豚		
合計		2	1

10.と畜検査頭数の推移

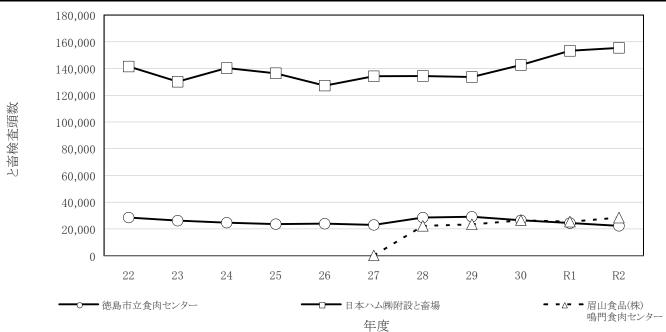
(牛)

					<u> </u>						
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
徳島市立食肉センター	6,977	6,437	6,766	6,159	5,945	5,210	5,068	5,475	5,556	5,255	5,216
美馬食肉センター	167	97	125	116	121	109	93	81	65	61	21
(株)にし阿波ビーフ						12	315	411	379	399	830



(豚)

	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
徳島市立食肉センター	28,504	26,176	24,659	23,575	23,928	22,984	28,499	29,082	26,455	24,369	22,304
日本ハム㈱附設と畜場	141,478	130,089	140,285	136,428	127,165	134,201	134,374	133,630	142,623	153,227	155,388
眉山食品(株) 鳴門食肉センター						202	22,326	23,521	26,471	25,449	28,476



11. 衛生証明書発行業務

各輸出国の取扱要綱に基づき,衛生証明書発行業務を行った。

(1) 牛肉輸出可能国

マレーシア、インドネシア、シンガポール、台湾、タイ、マカオ、バングラデシュ、ベトナム、 ミャンマー、アラブ首長国連邦、カタール

(2) 衛生証明書発行実績

年度	発行件数
平成28年度	1
平成29年度	2 0
平成30年度	4 9
令和元年度	8 5
令和2年度	206

(3) 輸出実績 (kg): 牛肉

輸出国 年度	マレーシア	インドネシア	タイ	シンガポール	台湾	マカオ	バングラデシュ	合計
平成28年度	0	0	0	0	0	1, 258	0	1, 258
平成29年度	11, 453	146	414	0	704	287	0	13, 004
平成30年度	14, 458	1, 332	26	0	517	0	27	16, 360
令和元年度	19, 466	1, 056	37	0	0	0	0	20, 559
令和2年度	113, 753	16, 698	1, 026	1, 033	1, 821	0	0	134, 331

第3章 畜水産食品等検査事業

1. 畜水産食品等検査事業の概要

食肉中の残留有害物質の排除及び食肉の微生物汚染の防止の徹底を図るため、各種の疾病診断、 残留有害物質検査、残留動物用医薬品検査及び枝肉等の微生物汚染状況の検査を実施した。

細菌検査

と畜場の衛生確保対策の一環として,一般生菌,腸内細菌科菌群等を衛生指標菌とする,牛・豚 枝肉の切除法による微生物試験及び施設の拭き取り検査を実施した。

理化学検査

徳島県食品衛生監視指導計画に基づき、県内産の畜水産食品の残留動物用医薬品の検査を実施した。

ウイルス検査その他

県内の野生鳥獣のE型肝炎ウイルス,食中毒細菌,リケッチア,寄生虫,放射性物質等の検査を 実施した。

2. 畜水産食品等の試験検査件数

検査部門	牛	豚	その他	計
細菌検査	206	200	102	508
理化学検査	34	110	25	169
ウイルス検査他	231	0	172	403

3. 残留有害物質モニタリング検査件数

「徳島県食肉衛生検査所残留有害物質モニタリング検査実施要領」を定め、当所にて畜水産食品を対象に動物用医薬品等のモニタリング検査を実施した。

検査項目	種類	検査件数	陽性件数
	牛	34	0
	豚	110	0
	鶏	66	1
	アマゴ	2	0
残留動物用医薬品	アユ	2	0
	ハマチ	3	0
	ウナギ	3	0
	輸入肉	15	0
	牛	0	0
	豚	0	0
残 留 農 薬	鶏	0	0
	その他 (シカ・イノシシ)	14	0
合 計		249	1

4. 枝肉及び施設等の微生物検査件数

衛生管理対策として, 枝肉及び施設等の拭き取り検査を実施し, 一般生菌数及び大腸菌群数の検証を行い, 衛生管理指導の一助とした。

) 10 6	Ŀ	Ė	豚	Ŝ	ィシカィンシシ
と畜場名	枝 肉	施設その他	枝 肉	施設	部分肉
徳島市立 食肉センター	60	0	30	0	
日本ハム㈱ 附設と畜場			80	0	
眉山食品㈱ 鳴門食肉センター			90	0	
美馬 食肉センター	6	0			
㈱にし阿波 ビーフ	140	102			
その他の施設					0
合計	206	102	200	0	0

5. 放射性物質検査

食品の安全性の確保を目的として、平成23年12月に「ゲルマニウム半導体検出器」を新たに設置し、県内産及び指示自治体等から県内のと畜場に搬入され解体された牛の肉や県内に流通する食品を対象とし、これらに含まれる放射性物質について検査を実施した。

検査件数

品目	検体数	違反検体数
魚介類	6	0
魚介類加工品	3	0
肉卵類,その加工品	6 9	0
乳製品	6	0
穀類、その加工品	3	0
野菜果物類,その加工品	5 2	0
菓子類	0	0
清涼飲料水	3	0
酒精飲料	0	0
缶詰瓶詰食品	0	0
その他の食品	2 2	0
<u> シカ ・ イノシシ</u>	3 4	0
総計	1 9 8	0

第4章 伝達性海綿状脳症対策事業

1. 伝達性海綿状脳症対策事業の概要

平成13年9月に我が国初の牛海綿状脳症(BSE)が確認されて以来,生産段階において牛の飼料規制,と畜場においては特定部位の除去と管理,BSEスクリーニング検査を行ってきた。

それ以降,新たなBSEに関する知見,平成15年以降出生の牛でBSE発症が認められないこと等を踏まえ,人に対するBSE感染リスク評価の見直しも行われ,対策にも変更が加えられてきた。

発生当初のスクリーニング検査対象は、食肉用に供される全ての牛であったが、平成25年7月から検査対象は48ヶ月齢超に変更された。

平成29年4月からは健康牛に対するBSEスクリーニング検査は廃止となり、生体検査において原因不明の神経症状または原因不明の全身症状を示す24ヶ月齢以上の牛について実施することとなった。

本県においても症状を呈する牛全てにBSE検査対象牛チェックを行い、と畜検査の結果、令和元年度にはBSEスクリーニング検査の対象となる牛はなかった。

と畜場において特定部位は除去・管理・焼却し、と畜検査の実施により、食肉の安全・安心の確保に努めた。

2. 牛海綿状脳症 (BSE) スクリーニング検査件数

該当なし

3. めん羊・山羊の伝達性海綿状脳症(TSE) スクリーニング検査件数

該当なし

第5章 食鳥指導事業

1. 食鳥指導事業の概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成3年4月1日施行)に基づく食鳥検査については、徳島県知事指定検査機関である「公益社団法人 徳島県獣医師会・食鳥検査センター」に委任している。

県内の食鳥処理場は10施設であり、その内検査対象処理施設である大規模食鳥処理場が5施設、認定小規模処理施設が5施設となっており、令和2年度の食鳥処理羽数は約22,478千羽と前年比較し約1,553千羽の減少となった。

食肉衛生検査所は、食鳥肉の衛生確保を目的とし、食鳥処理場へ立ち入り監視を行い、施設設備の改善及び衛生管理指導を実施するとともに、収去検査による微生物検査や残留有害物質検査を実施し食鳥肉の安全と衛生確保に努めている。

また,食鳥検査に伴う精密検査実施規定により,食鳥検査の精度向上のための協力を行っている。

2. 食鳥処理施設

	施設の種別	施設数
	年間処理羽数1,000万羽以上の施設	0
大規模	年間処理羽数500万羽以上の施設	1
食鳥処理場	年間処理羽数100万羽以上の施設	4
	年間処理羽数30万羽以上の施設	0
認定小規模	とさつ及び内臓の摘出の両方を行う施設	3
食鳥処理場	内臓の摘出のみを行う施設	2
	計	10

令和3年3月31日現在

3. 食鳥処理の状況

(単位:羽)

			生 鳥 処理羽数	丸と体 処理羽数	丸と体 出荷羽数	とさつ解体 禁止羽数	廃 棄 羽 数
ブ	-	大規模食鳥処理場	21, 981, 097		40, 147	91, 723	359, 030
ロイ	認定小規模	とさつ及び脱羽 と内臓の摘出の 両方を行うもの	0	8, 822	0	0	226
ラー	食鳥処理場	内臓の摘出のみ を行うもの		0		0	0
	,	小計	21, 981, 097	8, 822	40, 147	91, 723	359, 256
	į	大規模食鳥処理場	428, 543		0	4, 763	4, 862
成	認定小規模	とさつ及び脱羽 と内臓の摘出の 両方を行うもの	59, 859	0	0	2	25
鶏	食 鳥 内臓の摘出のみ を行うもの 理 場			0		0	0
	,	小計	488, 402	0	0	4, 765	4, 887
	į	大規模食鳥処理場	22, 409, 640		40, 147	96, 486	363, 892
合	認定小規模	とさつ及び脱羽 と内臓の摘出の 両方を行うもの	59, 859	8, 822	0	2	251
計	食鳥処理場	内臓の摘出のみ を行うもの		0		0	0
		計	22, 469, 499	8, 822	40, 147	96, 488	364, 143

4. 食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ、内臓の摘出禁止又は廃棄したものの原因

				ブロイラー	-		成 鶏			計	
		検査羽数	21	, 981, 0	97	4	128,543	3	22	, 409, 6	40
			禁止	全部	一部	禁止	全部	一部	禁止	全部	一部
			K-1	廃棄	廃棄	К 4	廃棄	廃棄	**	廃棄	廃棄
		処分実羽数	91,723	16,730	191,727	4,763	4,862		96,486	21,592	191,727
	ウ	鶏痘									
	1	鶏伝染性気管支炎									
	ルス	鶏伝染性喉頭気管炎									
	・ク	ニューカッスル病									
	ラミジ	鶏白血病					2			2	
		鶏封入体肝炎									
疾	ア病	マレック病	9	3,070			7		9	3,077	
		その他									
	細	鶏大腸菌症	1	55,928			228		1	56, 156	
	菌	伝染性コリーザ									
	病	家きんサルモネラ症									
病	713	鶏ブドウ球菌症		9			2			11	
		その他									
		毒血症									
		膿毒症									
	そ	敗血症		796			14			810	
		真菌症									
		原虫病(トキソプラズマ病を除く)			1,080						1,080
別	の	寄生虫病									
		変性	24,979	42,073	25, 265	1	117		24,980	42,190	25, 265
		尿酸塩沈着症	61	29	2				61	29	2
	他	水腫		31						31	
	,_	腹水症	12, 198	30,323		37	262		12,235	30,585	
		出血	2	1,534	11,475		63		2	1,597	11,475
羽		炎症	67	14,938	150,342		1,038		67	15,976	150,342
	の	萎縮		19	3,461					19	3,461
		腫瘍		787	14		2,577			3,364	14
		臓器の異常な形等	1	30					1	30	
	疾	異常体温									
		黄疸	5	300			2		5	302	
		外傷		11	83		1			12	83
数	病	中毒諸症									
		削痩及び発育不良	46,987	13, 126		3,283	471		50,270	13, 597	
		放血不良	7, 178	2,483		1,442	60		8,620	2543	
		湯漬過度	104	419					104	419	
		その他	131	1,397	5		18		131	1,415	5
		計	91,723	167,303	191,727	4,763	4,862		96,486	172,165	191,723

5. 許可,変更,認定等の件数

区分	施設数	許可件数	休・廃止 件 数	変更件数	確認規程 認定件数	確認規程 廃止件数	衛生管理者 配置・変更人
							数
大 規 模	5	0	0	0			5
食鳥処理場							
認定小規模	5	0	0	0	0	0	0
食鳥処理場							
計	10	0	0	0	0	0	5

令和3年3月31日現在

6. 指導等の状況

(単位:件数)

		指導件数		法 第 20条 の 措 置			
区分	監視件数	指導件数	指導票	とさつ等	消毒等	廃 棄 等	
			交付数	の禁止	の命令	の措置	
大 規 模	55	7	0	0	0	0	
食鳥処理場							
認定小規模	21	1	0	0	0	0	
食鳥処理場							
計	76	8	0	0	0	0	

7. 収去検査等の状況

区分		収去検査	その他の 採取方法による検査		
	検 体 数	細菌検査	残留抗生物質 検査	細菌検査検体数	その他 件数
大 規 模	22	0	22	60	37
食鳥処理場					
認定小規模	0	0	0	0	2
食鳥処理場					
計	22	0	22	60	39

8. 精密検査件数

令和2年度は収去・微生物試験以外に食肉衛生検査所職員による食鳥検査に係わる精密検査の実施はなかった。また、食鳥検査員による検査も実施されなかった。

第6章 調查研究·啓発事業等

1. 研修・学会等の状況

令和2年度

- ・イムノクロマト検査キットを用いた抗菌性物質簡易検査法の検討
 - 8月 令和2年度四国4県食品衛生監視員研修会
 - 10月 令和2年度全国食品衛生監視員研修会

2. 啓発事業等の状況

1) 衛生講習会

管内と畜場の設置者・管理者が実施する講習会に出席し,作業従事者等に対し衛生講習 を実施した。

2) と畜場・食鳥処理場HACCP推進事業

HACCPシステムをと畜場・食鳥処理場に導入することによって衛生管理を高度化し、さらに「徳島県衛生管理認証(徳島県版HACCP認証制度)」に基づく認証を推進するため、衛生指導等を実施した。現在、県内と畜場4カ所及び大規模食鳥処理場5カ所がHACCPシステムを導入している。

各と畜場の担当者会議における衛生指導 (週1回~月1回)

徳島県食鳥処理場HACCP推進協議会総会 (7月書面開催)

ッ 技術研修会(2月コロナの影響により中止)

食鳥処理衛生管理者研修会 (2月コロナの影響により中止)